

介護保険制度における利用者負担の増加につながる見直しの
慎重議論を求める意見書

介護保険制度は、2000年に「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設され、これまで様々な制度改正を行ってきたところである。

昨年12月27日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、一定の所得や金融資産がある人の食費負担の引き上げや高所得者の高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げなど、利用者の経済的な負担の増加につながる内容が盛り込まれた介護保険制度の見直しに関する意見が取りまとめられた。

これを受け、政府は、当該審議会の意見を2021年度から始まる第8期介護保険事業計画に反映させるため、介護保険法の改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出している。

この見直しを実現すると、利用者やその家族の経済的負担が増えることに加えて、介護サービスの利用控えにつながる懸念がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が、特に道内では、複数の介護施設においてクラスター（集団感染）が発生するなど、甚大で長期化していることにより、デイサービスや訪問介護等の中止・縮小を余儀なくされ、経営悪化による倒産や廃業の危機に瀕している介護事業所があることも考慮する必要がある。

よって、国会及び政府においては、利用者が安心して必要な時に介護サービスを利用できるよう、介護保険制度における利用者負担の増加につながる見直しについて、引き続き慎重な議論がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員